診療看護師（ＮＰ）

2019年1月30日

一般社団法人日本ＮＰ教育大学院協議会

 一般社団法人日本ＮＰ教育大学院協議会（以下、ＮＰ教育大学院協議会）は、診療看護師（NP）、「医師や他の医療従事者と連携・協同し、対象とする個々の患者の診療上および療養生活上のニーズを包括的に的確に評価し、倫理的かつ科学的な根拠に基づき、必要とされる絶対的医行為を除く診療を自律して、効果的、効率的、タイムリーに提供し、患者および患者家族のQOL の向上に係る看護師」の育成を推進している。

　日本ＮＰ教育大学院協議会は、養成教育開始（2008年）直後は，「ナースプラクティショナー（ＮＰ）」の名称を用いていたが，広く国民の理解を求める必要があると考え，ＮＰの日本語名称として「診療看護師（NP）」を用いることとした。

解説

１．診療看護師（NP）の役割

　診療看護師（NP）の役割は、保健師助産師看護師法に定められた看護師の業務（療養上の世話、診療の補助行為）を自律的に遂行し、患者の「症状マネジメント」を効果的、効率的、タイムリーに実施することである。看護師は、診療の補助行為については、「医師の指示」（特定行為については「手順書」）に基づいて行うこととされている。しかし、医療施設あるいは訪問看護ステーションなどで、患者の症状に対応した「症状マネジメント」をタイムリーに実施していくためには、看護師自らの判断で、診療の補助行為を実施できる活動が必要とされる。この活動により、医師不在の時間帯に、施設（訪問看護ステーションや特別養護老人施設等）において、患者の症状に応じたタイムリーな診療を提供することができ，重症化等を防止し、患者のQOLの向上を図ることができる。

　このため、日本ＮＰ教育大学院協議会では、診療看護師（NP）に、絶対的医行為を除く診療行為を自律的（責任を持って自らの判断）に提供できる能力を備えることを求め、大学院での教育を推進している。

２．診療看護師（NP）に必要とされる能力

1)包括的健康アセスメント能力

2)医療処置・管理の実践能力

3)熟練した看護実践能力

4)看護マネジメント能力

5)チームワーク・ 協働能力

6)医療保健福祉制度の活用・開発能力

7)倫理的意思決定能力

　日本ＮＰ教育大学院協議会では、養成課程（大学院修士課程）において、上記７つの能力を修得したことを確認するために、2011年から「ＮＰ」資格認定試験を実施しており、2018年３月で359名の合格者を社会に輩出している。

３．診療看護師（NP）の養成課程

　絶対的医行為を除く診療行為を自律的に実践していくためには，①フィジカルアセスメント、②臨床薬理、③疾病論を含む医学の基礎的な知識・技術を修得したうえで、臨床推論に基づき的確な診療行為が提供できる知識・技術等が不可欠とされる。このため、診療看護師の教育は、大学院修士課程（実践者育成コース）で行うこととし、教育の標準化を図るために日本ＮＰ教育大学院協議会では、養成教育（大学院）の課程認定を行っている。

　なお、教育の標準化を図る一環として、①入学時の「能力確認試験」、②実習に先立つ、OSCEを含む「実習前試験」の実施を推奨している。

以上